

令和 5 年 3 月 3 日

障害福祉部障害者施策課

## こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に 関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 1 改正の理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）の施行に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

#### （1）改正対象条例

- ・江東区こども発達センター条例
- ・江東区障害者福祉センター条例
- ・江東区障害者通所支援施設条例
- ・江東区リバーハウス東砂条例

#### （2）改正の内容

主務大臣の変更に伴い、規定を整備する。

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

## 江東区こども発達センター条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(費用負担)</p> <p>第9条 第5条第1号及び第2号に規定する事業を利用する者は、次に掲げる費用の額を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(費用負担)</p> <p>第9条 第5条第1号及び第2号に規定する事業を利用する者は、次に掲げる費用の額を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

江東区障害者福祉センター条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(費用負担)</p> <p>第12条 第3条第1号又は第2号の事業を利用する者は、次に掲げる費用の額を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第16条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(費用負担)</p> <p>第12条 第3条第1号又は第2号の事業を利用する者は、次に掲げる費用の額を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第16条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

江東区障害者通所支援施設条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(費用負担)</p> <p>第8条 第5条第1号又は第2号に規定する事業を利用する者は、次に掲げる費用の額を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条・第10条 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(費用負担)</p> <p>第8条 第5条第1号又は第2号に規定する事業を利用する者は、次に掲げる費用の額を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条・第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

江東区リバーハウス東砂条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(費用負担等)</p> <p>第8条 利用者は、次に掲げる費用を合算した額を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用(緊急一時保護の利用者にとっては、当該費用に相当する費用)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(費用負担等)</p> <p>第8条 利用者は、次に掲げる費用を合算した額を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用(緊急一時保護の利用者にとっては、当該費用に相当する費用)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>